



埼玉労基 0729 第1号
令和6年7月29日

埼玉地方最低賃金審議会
会長 土屋 直樹 殿

埼玉労働局長
片淵 仁文

特定最低賃金の改正決定等について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。また、貴会における調査審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することの必要性があると認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、同法第15条第2項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 埼玉県非鉄金属製造業最低賃金
（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第2号）
- 2 埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第3号）
- 3 埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金
（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第4号）
- 4 埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金
（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第5号）
- 5 埼玉県自動車小売業最低賃金
（平成20年埼玉労働局最低賃金公示第7号）